

令和7年度

一関市立中里小学校

第1回 学校運営支援協議会

日 時 令和7年6月26日(木)

13:15~14:50

場 所 中里小学校 校長室

【次 第】

1 開 会

《授業参観》 5校時 (13:15~14:00)

2 挨拶

3 協議

(1) 学校運営支援協議会について

ア 趣旨・目的等

【規則第1条、第3条】

イ 役員選出(会長 副会長)

【規則第10条】

ウ その他

(2) 令和7年度学校経営全般について【規則第12条】

(3) 今後の日程について

(4) その他

4 その他

5 閉 会



中里小学校学校運営支援協議会委員名簿

	団体名・役職名	氏名
1	中里まちづくり協議会会長	小野寺 和 雄
2	民生委員児童委員協議会会長	千 葉 康 弥
3	中里防犯交通安全協会副会長	千 葉 政 弘
4	市民センター所長	小野寺 康 光
5	市民センター所長代理	齊 藤 裕 美
6	こばとクラブ主任支援員	小野寺 洋 子
7	中里小学校PTA会長	千 葉 剛 敬
8	中里小学校校長	佐 藤 弘 幸
9	中里小学校副校長	千 田 祐 子

《授業参観》5校時 (13:15～14:00)

【別紙】

協議（1） 役員選出について

会 長

副会長

副会長

協議（2） 令和7年度学校経営全般について

【別紙】

協議（3） 今後の日程について

- ・ 第2回学校運営支援協議会 令和7年11月
- ・ 第3回学校運営支援協議会 令和8年2月

主要学校行事の際は、ご案内をします。子どもたちの様子を観に来ていただければ幸いです。

協議（4） その他

一関市学校運営支援協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5の規定に基づき置く学校運営協議会について、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 この規則の規定により置く学校運営協議会は、学校運営支援協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(協議会の目的)

第3条 協議会は、校長の権限と責任の下に学校（一関市立学校条例（平成17年一関市条例第69号）第2条及び第3条に規定する学校をいう。以下同じ。）及び地域住民、保護者等（以下「地域住民等」という。）が協議することにより、地域住民等の学校に対する支援及び協力を促進し、学校と地域住民等の信頼関係を深め、もって学校運営の改善並びに児童生徒の健全育成を図るものとする。

(設置)

第4条 教育委員会は、法第47条の5第1項の規定により、学校ごとに協議会を置くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、小学校及び中学校が相互に密接に連携し、その所在する地域の特色を生かした教育活動を行う場合は、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

3 協議会は、当該協議会を置いた学校または地域の名称を冠するものとする。

(委員の任命)

第5条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、協議会ごとに15人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 当該協議会を置いた学校（以下「対象学校」という。）の所在する地域の住民

(2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者

(3) 対象学校の校長

(4) 対象学校の教職員

(5) 学識経験者

(6) 関係行政機関の職員

(7) その他教育委員会が必要と認める者

2 対象学校の校長は、前項の委員の委嘱又は任命に関し、教育委員会へ委員を推薦するものとする。

3 委員に欠員が生じたときは、教育委員会は新たに委員を委嘱し、又は任命するものとする。

(任期)

第6条 委員の任期は、4月1日から翌年の3月31日までの1年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第3項の規定による補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第7条 委員の報酬は、別に定める。

(守秘義務等)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 協議会及び学校の運営に著しく支障を来す言動をすること。

(2) 委員としての地位を利用し、営利行為、政治活動、宗教活動等を行うこと。

(3) その他委員としてふさわしくない行為をすること。

(委員の解嘱等)

第9条 教育委員会は、本人からの辞任の申出があったときは、委員の委嘱又は任命を解くことができる。

2 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、理由を付して委員の委嘱又は任命を解くことができる。

(1) 前条の規定に違反したとき。

(2) その他解嘱又は解任に相当する事由が認められたとき。

(会長及び副会長)

第10条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。ただし、対象学校の校長は、会長となることができない。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 協議会の会議は、会長が対象学校の校長と協議の上、招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会の会議は、原則として、公開する。

(基本的な方針)

第12条 校長は、学校の運営に関して、教育課程の編成その他校長が必要と認める事項について基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項により承認された基本的な方針を、教育委員会に提出しなければならない。

(意見の申出)

第13条 協議会は、法第47条の5第6項又は同条第7項の規定により教育委員会に意見を述べるときは、対象学校の校長を経由して行うものとする。

2 協議会は、法第47条の5第7項の規定による対象学校の職員の任用等に関する意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴くとともに、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 第3条の趣旨を踏まえたものであること。

(2) 学校の教育上の課題を踏まえたものであること。

(3) 特定の個人に関するものでないこと。

(4) 職員の分限、懲戒、賞罰その他身分に関するものでないこと。

(運営状況の報告)

第14条 協議会は、教育委員会に対し、毎年度1回、協議会の運営状況を報告するものとする。

(適正な運営の確保等)

第15条 教育委員会は、協議会の適正な運営を確保するために、必要に応じて指導又は助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な協議を行うことができるよう、協議会に必要な情報を提供するよう努めなければならない。

(庶務)

第16条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

令和7年度 学校経営方針

一関市立中里小学校

1 経営の基本方針（背景については、後述）

- (1) 未来を拓き、郷土の発展を担う子どもたちに、郷土の豊かな自然や歴史・文化に誇りをもち、夢や希望の実現に向かって、人とつながりながら生きる力を培う教育を実現する。
(児童・保護者・地域から信頼される学校、地域とともに歩む学校)
- (2) 時代の変化に対応した新しい創造的な教育活動がなされるよう教育課程の編成・実施・評価・改善に努める。(カリキュラム・マネジメント)
- (3) 人権意識(他者理解・多様性)を基盤に据えた学級経営の下、学習指導要領が求める児童の主体的・対話的な学びの実現に向け、変化に対応した授業改善に努める。
- (4) 地域や保護者との連携を深め、協働による教育目標の具現化に努める。

2 学校教育目標

- (1) 基本目標 人間性豊かで、自ら学び、心身ともにたくましい子どもの育成
- (2) めざす子どもの姿 なかよく かしこく さわやかに ともに輝く子ども
- (3) 具体的な子どもの姿 「令和7年度 まなびフェスト」
 - ㊦ 心豊かで、助けあう子ども
 - ① 明るいあいさつや返事ができる子ども
 - ② 互いの違いやよさを認め合い、協力しあえる子ども
 - ㊧ よく考え、学びあう子ども
 - ① 友達の考えを聞き、自分の考えをより深められる子ども
 - ② 自分から進んで学習に取り組む子ども
 - ㊨ ねばり強く、鍛えあう子ども
 - ① 強い心としなやかさをもち、最後までやりきる子ども
 - ② 規則正しい生活を心がけ、進んで体を鍛える子ども

3 めざす学校像（児童・保護者・地域から信頼される学校、地域とともに歩む学校）

- (1) 夢と希望を育み、創意と活力にあふれる学校
- (2) 命を守り、安全で安心して生活する学校
- (3) 子どもがいのちを輝かせ、躍動する学校
- (4) 児童・保護者・教職員が理解し信頼し合う学校
- (5) 家庭・地域とともに連携・協働する学校

4 めざす教師像

- (1) 子どもの人格を尊重し、一人ひとりを伸ばす教職員
- (2) 温かさと厳しさ、信念をもち指導する教職員
- (3) よりよい教育活動をめざし、協働する教職員
- (4) 使命感と向上心をもち、保護者・地域の信頼に応える教職員
- (5) 研究と修養に心がけ、専門性を磨く教職員

5 経営の重点 (◎：まなびフェスト・そだてフェスト取り上げ項目)

(1) 身につけさせたい力等の育成

① 人権意識を基盤とした人との関わり方の育成

	重点項目	実行策
ア	あいさつと返事の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・自分から進んで挨拶をしたり、授業中の返事をしたりできるようにします。 ・児童会の取組を定期的に進めます。 ・PTAや地域との連携を図ります。
イ	人間関係づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・縦割り班活動や児童会活動、学級活動でふれあいを深めます。 (「あったか言葉」「おもいやりの木」等の取組) ・児童にとって学級が安心・安全な場になるよう学級力の向上に努めます。
ウ	生徒指導・道徳教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・個性や自他の良さを認め合い、自己肯定感(自己存在感・有用感の感得)の向上に努めます。 ・不登校・いじめ防止等、きめ細やかな対応と共通実践による指導を充実させます。 ・生き方を考え、他者と共によりよく生きるための道徳性を養う道徳教育を推進します。
エ	地域を大切にする心の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・生活科・総合的な学習の時間を中心に、地域の学習材や人材を生かして、一関や中里のよさについて学習し、まとめたことの発信の工夫を工夫します。 ・「いわての復興教育」の教育的価値(いきる・かかわる・そなえる)を踏まえた教育活動を工夫します。 ・防災安全意識を高め、自ら判断し行動する力を育てる防災教育を推進します。

② 主体的・対話的で深い学びによる表現力の育成

	重点項目	実行策
ア	授業改善と指導の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・スタンダードを基にした学習基盤を構築します。 ・「揃える教育」から「伸ばす教育(ICTを活用した個別最適な学び)」への転換を図るとともに、主題研究を柱とした「主体的・対話的で深い学び」の研究実践に努めます。 ・調査結果を分析し、全校取組、単元指導事項に反映するとともに、「確かな学力育成プラン」を実践します。
イ	学習内容(基礎基本)の定着	<ul style="list-style-type: none"> ・できる喜びを感得できる補充指導を工夫します。 ・漢字力だめし・100マス計算の実施と家庭学習の充実に努めます。
ウ	読書活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・朝読書や家庭読書、読書環境を進めます。 ・読書普及員や図書ボランティアとの連携を図

		ります。
エ	特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・通常学級を含む児童の特性やニーズに応じた適切な支援、校内体制の充実を図ります。 ・ユニバーサルデザインの視点を重視し、通常学級における個に配慮した指導を拡充させます。

③ 自ら進んで健康・体力づくりに取り組む態度の育成

	重点項目	実行策
ア	自ら健康づくりに励む態度の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら生活を振り返り、望ましい生活習慣を身に付けようとする自己管理能力を育成します。 ・心とからだの健康教育、歯科指導、肥満対策を推進します。 ・計画的に健康相談・教育相談を進めます。
イ	進んで体力・精神力づくりに取り組む態度の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・体を動かす楽しさを感じ得る体育の時間を工夫します。 ・計画的に体力づくりを進めます（体育の時間や取組期間の方法を工夫し、年間を通して実施）。 ・運動会、持久走大会等、体育的行事にめあてをもって意欲的に取り組む態度を育成します。 ・最後まであきらめない気持ち、ねばり強く頑張る気持ちを育成します。
ウ	望ましい学習環境づくりに励む態度の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・リーダー性、仲間と協力する態度を育てる縦割り清掃指導を工夫します。 ・自分たちの過ごす環境を整えようとする態度を育成します。

(2) 「まなびフェスト」を中核に据えた目標達成型の学校経営

① 目指す姿や状態の明確化

- ・児童にもわかる姿、評価できる数値目標の設定および掲示。

② 家庭・地域との協働

	重点項目	実行策
ア	情報の発信と共通理解	<ul style="list-style-type: none"> ・まなびフェストやその取組を発信し、共通理解を図ります。 ・授業参観や学校行事、懇談会の場を活用し、共通理解を深めます。 ・保護者が相談しやすい雰囲気や体制づくりに努めます。
イ	学校評価	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員と児童、保護者の3者の自己評価を行います。 ・関係者評価を行います（学校運営支援協議会）。
ウ	地域連携	<ul style="list-style-type: none"> ・中里まちづくり協議会や学校運営支援協議会を活用し、目標共有と連携活動を推進します。 ・地域人材や素材の整備を進めます。

③ 学級経営の充実

	重点項目	実行策
ア	情報の共有と指導の統一	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導交流会での情報交換と指導の確認を進めます。 ・スタンダードを基にして、校内で統一した指導を進めます。 ・「まなびフェスト」の取組が重ならないよう年間の見通しをもって進めます。
イ	計画と評価、学級経営の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・まなびフェストに係る学級経営の計画・評価を行います。 ・児童理解に基づいた指導、居場所・絆づくりに努めます。 ・わからないことや失敗、間違いが認められる集団づくりに努めます。 ・集団活動での成功体験や成就感を味わえるような取組を工夫します。 ・保護者との信頼関係構築に努めます。(日常連絡や通信等)。

(3) 教育活動と業務の改善

- ① 学校・児童会行事等の CAPD サイクル
- ② 校内安全衛生委員会の活性化(業務に係る懸案事項の協議や実践)

(4) 同僚性を生かした人材育成

- ① 一人1授業の公開、相互の学び合いの場(資料提供も含む)
- ② 各種研修会の伝講
- ③ 職員室での情報交換(風通しがよくどんなことでも話せる職員室)

6 方針設定の背景

(1) 中里小学校の歴史から

中里小学校は、明治6(1873)年7月1日、公立中里小学校と称し民家をもって校舎として開校した。明治19年、中里村字乱馬前65番地に校舎を建てた。

昭和7年、中里村中里字太平山字5-1(所在地:蘭梅町7-1)に校舎を改築移転。同22年、一関市立中里小学校と改称した。しかし、昭和36年3月7日、火災により校舎が全焼した。翌37年6月に鉄筋コンクリート3階建て校舎を建築、その後、大規模改修や耐震補強、防災設備工事を重ねつつ、現校舎は築62年に至る。

平成23(2011)年3月11日、東日本大震災及び4月7日大余震により体育館が損壊したため、24年5月仮設体育館、25年2月新体育館を建築し10年が経過した。火災や地震による被害に見舞われながらも、その状況下で、たくましく心豊かな児童を育てる教育が連続と続き、2023年度に創立150年を終えたところである。

(2) 2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」を見据えて

国において目指すべき「令和の日本型学校教育」の姿としては、「全ての子ども達の可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」と掲げられた。

「令和の日本型学校教育」とは、学習指導要領に示す、誰一人取り残すことのない持続可能な社会の創り手の育成を目指し、そのツールとしてのICTを基盤としながら「日本型学校教育」を発展させる、2020年代を通じて目指す学校教育の姿である。

人類の生命や甚大な影響を及ぼしたコロナ禍以後の「予測困難な時代」を踏まえたこれからの学校教育の在り方は、目の前の事象から解決すべき課題を見出し、主体的に考え、多様な立場の者が協働的に議論し、納得解を生み出すことなど、これまで新学習指導要領で育成を目指してきた以下のような資質・能力が一層強く求められている。

- ・ 社会的・職業的に自立した人間として、我が国や郷土が育んできた伝統や文化に立脚した広い視野をもち、理想を実現しようとする高い志や意欲をもって、主体的に学びに向かい、必要な情報を判断し、自ら知識を深めて個性や能力を伸ばし、人生を切り拓いていくことができる。
- ・ 対話や議論を通じて、自分の考えを根拠を示して伝えるとともに、他者の考えを理解し、自分の考えを広げ深めたり、集団としての考えを発展させたり、他者への思いやりをもって多様な人々と協働したりしていくことができる。
- ・ 変化の激しい社会の中でも、感性を豊かに働かせながら、より良い人生や社会の在り方を考え、試行錯誤しながら問題を発見・解決し、新たな価値を創造していくとともに、新たな問題の発見・解決につなげていくことができる。

(3) 現社会の要請から

学校は、日本国憲法、教育基本法を始めとする関係法規や、岩手県教育委員会及び一関市教育委員会の行政施策に基づき、課題解決を図る教育を展開するとともに、児童の実態と地域の実情を踏まえ、学校教育目標の具現化を図る教育課程を編成し、実施・評価・改善を図らなければならない。

「一関市教育振興基本計画」(H28~37)の重点の一つ「ことばを大切にするプロジェクト」に基づき、ことばのテキスト「言海」を活用したことばの時間の充実はもとより、各教科等でも言語活動を意図的に設定することを通して、ことばの力を育てたい。

加えて、一関市の教育課題である学力向上(わかる授業づくり)、キャリア教育(社会人としての基礎となるコミュニケーション能力の育成)、市として推進している「小学校の学力・能力向上 モジュール戦略」、「GIGAスクール構想」にも、積極的に対応していきたい。

◇学校経営の重点

めざす子どもの姿

なかよく・かしこく・さわやかに・ともに輝く子ども

- 「凡事徹底」当たり前前の方が当たり前前ができる子に！！
- 「強さ」「優しさ」「しなやかさ」を備えた子に！！

学校教育目標

《基本目標》 人間性豊かで、自ら学び、心身ともにたくましい子どもの育成

《具体目標》 心豊かで、助けあう子ども なかよく
 よく考え、学びあう子ども かしこく
 ねばり強く、鍛えあう子ども さわやかに

} → ともにかがやく

めざす学校像

- (1) 夢と希望を育み、創意と活力にあふれる学校
- (2) 命を守り、安全で安心して生活する学校
- (3) 子どもがいのちを輝かせ、躍動する学校
- (4) 児童・保護者・教職員が理解し信頼し合う学校
- (5) 家庭・地域とともに連携・協働する学校

めざす教師像

- (1) 子どもの人格を尊重し、一人ひとりを伸ばす教職員
- (2) 温かさ厳しさ、信念をもち指導する教職員
- (3) 自己の働き方を見つめ、研鑽に励む教職員
- (4) 使命感と向上心をもち、協働する教職員
- (5) 研究と修養に心かけ、専門性を磨く教職員

人権意識を基盤とした
人との関わり方の育成

- (1) あいさつと返事の徹底
 - ・登下校時や校舎内の自主的なあいさつ、授業中の返事
- (2) 人間関係づくりの推進
 - ・縦割り班活動や児童会活動 ・安心・安全な場としての学級・学校
- (3) 生徒指導・道徳教育の充実
 - ・自己肯定感（自己存在感・有用感）の向上
- (4) 地域を大切に作る心の育成
 - ・生活科・総合的な学習の時間を核とした学び

主体的・対話的で
深い学びによる
表現力の育成

- (5) 授業改善と指導の工夫
 - ・校内研主題研究
 - 自らの学習を調整できる児童の育成
 - ～算数科における「個別最適な学び」の充実～
 - ・スタンダードを中心とした学習基盤の構築、『描える教育』から『伸ばす教育』への転換
- (6) 学習内容（基礎基本）の定着
 - ・漢字力・計算力テストの実施と家庭学習の充実
- (7) 読書活動の推進
 - ・隙間読書・家庭読書の取組と、読書環境の整備
- (8) 特別支援教育の充実
 - ・ユニバーサルデザインの視点を重視した学習環境の整備

進んで健康・体力づくりに取
り組む態度と、強くしなやか
な心の育成

- (9) 自ら健康づくりに励む態度の育成
 - ・自分の生活の振り返りと自己管理能力の育成
- (10) 進んで体力作りに取り組む態度の育成
 - ・年間を通した計画的な体力づくり
- (11) 望ましい学習環境づくりに励む態度の育成
 - ・リーダー性、仲間と協力する態度を育てる縦割り活動の工夫
- (12) 最後まであきらめない気持ちと、粘り強く頑張るしなやかな心の育成



◆人間性豊かで 自ら学び 心身ともにたくましい中里っ子◆



中里小学校「まなびフエスト2025」

なかよく

かしこく

さわやかに

1 進んであいさつをします。

- ☆子どもたちは・・・
⇒自分から進んであいさつをします。
⇒児童会活動を通して、相手を意識したあいさつについて考えます。
- ◇学校では・・・
⇒あいさつの模範を示し、様々な人と関わるよさを感じられるようにします。
- ◎家庭では・・・
⇒家族の間でも、顔を見てあいさつを交わしましょう。



2 自己肯定感を高めます。

- ☆子どもたちは・・・
⇒自分や友達のがんばりを見つけたり、互いの違いや良さを認めたりします。
- ◇学校では・・・
⇒信頼関係の構築に努め、子どもたちにとって安心できる学校づくりに努めます。
⇒子ども同士がお互いのがんばりを見つけたり、違いや良さを認めたりできるように支援します。
- ◎家庭では・・・
⇒子どもの頑張りを認め、ほめたり励ましたりしましょう。

<達成目標>

- 1 進んであいさつ
・進んであいさつをする児童、保護者、教員の自己評価達成率が90%以上。
- 2 自己肯定感
・振り返りアンケートで児童の自己評価達成率が80%以上。

3 「確かな学力」の育成を図ります。

- ☆子どもたちは・・・
⇒自分で課題解決の方法を考え、友達と比べたり、協力したりしながら考えを深めます。
⇒粘り強く課題に取り組みます。
- ◇学校では・・・
⇒子どもが主体となる授業改善に努め、できる喜びを感得できるようにします。
⇒タブレット等も活用し、基礎・基本事項の練習を繰り返します。
- ◎家庭では・・・
⇒その日の学習内容について、聞きましょう。



4 「家庭学習」に集中して取り組みます。

- ☆子どもたちは・・・
⇒自分で決めた時間に進んで家庭学習に取り組みます。
- ◇学校では・・・
⇒家庭学習強化週間を設定し、子どもたちが意欲的に取り組むように支援します。
- ◎家庭では・・・
⇒お子さんの取り組みに目を通し、サインをしたり励ましたりしましょう。

<達成目標>

- 3 確かな学力
・諸調査(CRT・全国学調・県学調)で全国平均以上。
- 4 家庭学習
・学年目標となる家庭学習時間をする児童の達成率が80%以上。(1年—20分 2年—30分 3年—40分 4年—50分 5年—60分 6年—70分)

5 自ら健康な体づくりに取り組みます。

- ☆子どもたちは・・・
⇒生活リズムを整えて、自分の体を守ります。
(ぐっすり睡眠・すっきり起床・しっかりと朝食・ぱっちり排便・食べたたら歯みがき)
- ◇学校では・・・
⇒望ましい生活習慣づくりのための指導をします。
- ◎家庭では・・・
⇒規則正しい生活リズムを作るために環境を整えましょう。



6 体づくり・強くしなやかな心づくりに取り組みます。

- ☆子どもたちは・・・
⇒進んで体を動かします。
(体育・休み時間・掃除時間)
- ◇学校では・・・
⇒年間を通して、体づくりに取り組みます。
(業間マラソン・なわとび等)
⇒強く、しなやかな心づくりに取り組みます。
- ◎家庭では・・・
⇒特別な事情を除き、徒歩で通学させましょう。
⇒子どもたちの話を聞き、寄り添ったり励ましたりしましょう。



<達成目標>

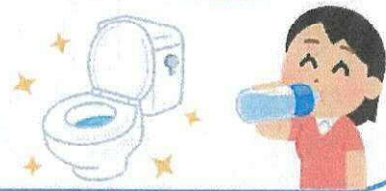
- 5 自ら健康な体づくり
・標準体重児童の割合が85%以上。
- 6 体力向上・運動の習慣化
・全国体力・運動能力調査でA～C判定児童が80%以上。

中里スタンダード

じゅぎょう お
授業が終わったら、

つぎ じゅぎょう じゅんび
次の授業の準備をしよう！

みず の
そのあとトイレ・水飲みを
すませよう！



はじ
始まりのあいさつ、
お
終わりのあいさつは
しっかりと
しよう！



ま て あ
真っすぐ手を挙げ、
なまえ よ
名前を呼ばれたら、
へんじ
「はいっ」と返事を
して立とう！



おお こえ さいご
大きな声で、最後まで
はっきりと話そう！
はな ひと み
話している人を見て、
うなずきながら
き
聞こう！



ただ も かた
正しい持ち方で、
み
見やすく、
ていねいに
か
書こう！

